

公共用水域に係る特定事業場排水の規制に関する行政指導指針

(平成31年1月21日制定)

1. 目的

この指針は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することによって、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境の保全するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する排水を排出する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反 法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）で定める排水基準に適合しない排水を公共用水域に排出することをいう。
- (2) 指導 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号及び岡山市行政手続条例（平成9年条例第58号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。

3. 対象事業場

指導は、立入検査に伴う水質検査の結果又は水質測定義務による分析結果の報告から違反事実が判明した特定事業場を対象に行うものとする。

4. 指導の基準

指導は、次の各号に定める違反の状況等を考慮し、別に定める運用基準により決定する。ただし、違反の原因が悪質で、緊急の措置を必要とするなど運用基準によりがたい場合はこの限りでない。

- (1) 違反した項目の種類
- (2) 違反の原因
- (3) 過去の違反状況

5. 指導の方法

指導の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反判明後速やかに違反の事実（採水日時・違反項目・測定値等）を通知し、応急の措置を講じるよう指示する。
- (2) 期限を定めて違反の原因となった特定施設の使用の方法等について記載した報告書（以下「報告書」という。）の提出を求める。
- (3) 報告書は来庁による提出とし、違反の原因等について聴取を行う。
- (4) 聴取の際、「注意書」による注意又は「改善勧告書」による改善勧告を行い、期限を定めて水質改善について指示する。
- (5) 違反の原因、改善措置の具体的な内容及び改善措置完了予定年月日等を記載した改善計画書を提出させる。
- (6) 改善措置完了後に水質検査を実施し、排水基準に適合していることを確認する。

6. その他

本指針は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第53条第1項で定める特定工場に対して行う指導について準用する。

附 則

本指針は、平成31年4月1日から適用する。